

第29回 参議院契約監視委員会 定例会議 議事概要

開催日	平成28年6月9日(木)		
場所	参議院第二別館東棟4階 東401会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	藤田 晶子 (明治学院大学経済学部 教授)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
審査対象期間	平成27年11月1日～平成28年3月31日		
抽出案件	4件		
一般競争入札	3件	契約件名	防災管理センター前駐車場舗装改修工事
		契約相手方	日本道路株式会社
		契約金額	17,820,000円
		契約締結日	平成27年12月3日
		契約件名	耐刃防護衣調達
		契約相手方	ノーベル工業株式会社
		契約金額	3,454,920円
		契約締結日	平成28年1月15日
		契約件名	参議院情報ネットワークシステムに係る設計・構築・運用・機器の賃貸借及び保守一式
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社
		契約金額	754,920,000円
		契約締結日	平成27年12月25日
随意契約	1件	契約件名	議会業務システムのインフラ構築設計役務
		契約相手方	富士通株式会社
		契約金額	15,336,000円
		契約締結日	平成27年11月4日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)		

意見・質問	回答
<p><b>1. 報告事項</b></p> <p>(1) 入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について 3件の該当があった。(うち、抽出事案2件)</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について 5者の該当があり、このうち、日本道路株式会社(以下「日本道路」という。)の指名停止の詳細について、営繕課より次の説明があった。 本件は、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に際し、日本道路がその他9社との談合を主導したものであり、公正取引委員会は、独占禁止法の規定に基づき上記10社を刑事告発した。これらを踏まえて、国土交通省は同社に対し指名停止措置を行ったため、本院においても規定に基づき指名停止措置を行ったものである。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p><b>2. 抽出結果の報告</b></p> <p>抽出委員の藤田委員より、審議対象期間に締結した28件の契約のうち、一般競争入札から3件、随意契約から1件抽出した旨報告があった。 また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p><b>【抽出事案】</b></p> <p>A. 防災管理センター前駐車場舗装改修工事 一般競争入札方式(総合評価)[工事]</p> <p>B. 耐刃防護衣調達 一般競争入札方式(最低価格)[購入]</p> <p>C. 参議院情報ネットワークシステムに係る設計・構築・運用・機器の賃貸借及び保</p>	

守一式

一般競争入札方式（総合評価）[役務]

D. 議会業務システムのインフラ構築設計役務

随意契約方式（不落・不調）[役務]

事案Aは、①業務の特殊性がないにもかかわらず、1者応札・1者応募であること。②これまでも同じ業者が入札していること。③当該業者は、契約締結後に指名停止措置を受けていること。

事案Bは、①1者応札・1者応募であること。②特殊な仕様であり、これまでも同じ業者が入札していること。

事案Cは、①総合評価方式であり、契約金額が最も高い事案であること。②複数年度契約であること。③現システムも当該業者によるものであり、有利な契約であったと推測できること。④当該業者との間には本事案以外にも4件の契約が締結されていること。

事案Dは、①不落・不調随意契約であること。②その原因がシステムを構成するアプリケーションの特殊性にあり、今後も競争が阻害される可能性があること。

3. 抽出事案の審議

A. 防災管理センター前駐車場舗装改修工事  
一般競争入札方式（総合評価）[工事]

① 事案Aについて、まず、受注者である日本道路が本事案の受注後指名停止となり、当該指名停止措置期間中に本事案の変更契約を行ったことの妥当性について説明してほしい。

② 変更契約については、指名停止措置に係る

参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年議長決定）第1第2項に、新規の契約に関しては、指名停止に係る有資格者を指名してはならないと規定されているが、変更契約については適用されないこと。さらに、本事案の入札公告においても、入札に係る申請書の提出期限の日から開札までの期間に、指名停止を受けていないことを条件としていることから、変更契約については、該当しないものである。

ご指摘の理解で結構である。また、仮に変

<p>内規に該当しないという理解でよいか。また、本事案の変更契約額は少額であるが、仮に金額が大きかった場合にも、同様の理由で変更契約が可能であるか。</p> <p>③ 本契約後に受注者が指名停止措置を受けて、指名停止期間中に当該受注者と変更契約を締結する事態は、本来想定されていないのではないかと。また、その場合の意思決定としては、通常の変更契約とは別に指名停止措置を受けた業者と変更契約を締結することが妥当か否かの判断が必要ではないかと。</p> <p>④ 本事案の変更契約が、原契約を達成するために必要不可欠なものである理由について説明してほしい。</p> <p>⑤ 平成 26 年度に実施した議事堂構内の舗装工事と異なり、平成 27 年度に実施した本事案は 1 者応札・1 者応募であった理由は何か。受注者である日本道路は、本院のこれまでの工事でも入札に参加しているのか。</p> <p>⑥ 確認であるが、本来原契約と切り離して新規に契約すべきものを、変更契約で処理することはないとの理解でよいか。</p>	<p>更契約の金額が大きい場合でも、変更契約が可能な場合であれば同様となる。</p> <p>そもそも変更契約は、原契約を達成するために必要不可欠なもので、原契約と一体であることが原則である。したがって、変更契約を締結しなければ、原契約の目的を達成できないことになる。</p> <p>当該変更契約は、設計時想定数と施工時実施数と差分につき変更したものであり、原契約を達成するために必要不可欠なものである。</p> <p>平成 26 年度の舗装工事は、一般的に大手と言われている業者は一通り応札しているが、本事案は日本道路の 1 者応札・1 者応募であった。本事案についても平成 26 年度同様の入札資格要件を設定している。</p> <p>その理解で結構である。</p>
<p><b>B. 耐刃防護衣調達</b> 一般競争入札方式（最低価格）[購入]</p> <p>① 本事案における耐刃防護衣（以下「本製品」という。）の仕様は、警察の仕様に準じているとのことであり、国内では唯一本事案の受注者であるノーベル工業（株）（以下「ノーベル社」という。）の製品になるとのことであった。そこで、本製品の特殊性について説明してほしい。</p>	<p>本製品の耐刃性能としては、警察の仕様に準じて 25 ジュールの耐刃性能を求めている。理由としては、米国立司法研究所の規格基準を基に、この程度の耐刃性能があれば、国内では身を守れるレベルとされているためである。なお、外国製品では、更に強度の高い 30～50 ジュールの耐刃性能を持った製品もあるようである。これらの製品は材質が本製品とは異なり、突き刺しには強いが切り</p>

<p>② 製品の性質が重要なのであれば、調達に当たっては、最低価格方式よりも、総合評価方式を採用した方がより適切に製品を評価できるのではないか。</p> <p>③ 本事案はノーベル社の1者応札・1者応募であるため、仮に他社製品が存在しているとしても、要件仕様で排除していることはないか。また、外国製品が適合しない原因は価格面なのか、仕様面なのか。</p> <p>④ 本製品の更新に当たっては、全部更新を行うのか。</p> <p>⑤ 警察と同仕様であれば、共同調達が可能ではないか。</p>	<p>つけには弱いという性質があるようである。ちなみに、国内の民間の警備会社等で使用する一般的な防護衣は、18ジュールとのことであった。</p> <p>事案毎に検討の余地はあるが、物品購入の場合は、要件仕様を決めて、その中で価格競争をさせるのを原則としている。</p> <p>既製品を前提としているわけではないため、要件仕様で他社製品を排除しているとは考えていない。また、外国製品は比較的高額であり、防弾性能を有するのが一般的であるため通気性が悪く、重い仕様となっているため、本事案の仕様に適合しないと思われる。</p> <p>本製品の金属部分については壊れるまで使用し、更新はベスト部分が対象となるため、今のところ全部更新は想定していない。</p> <p>警察との共同調達が可能であるか検討を要するが、衆参図の国会3局による共同調達であれば実績があるため、可能と思われる。</p>
<p><b>C. 参議院情報ネットワークシステムに係る設計・構築・運用・機器の賃貸借及び保守一式</b>  <b>一般競争入札方式（総合評価）[役務]</b></p> <p>① 本事案の入札に当たっては、2者の応札があり、このうち、東日本電信電話（株）の入札金額が予算額を超えていたとのことである。本事案の予算額は公開されているため、入札に当たっては、業者が当該予算額の確認を行うのが基本と言える。しかしながら、予算額が公開情報であるのであれば、例えば参考情報として、事前に情報提供を行うことも考えられるがいかがか。</p> <p>② 本事案の予算額は、現行業者であれば情報を知り得るが、他の応札者は、本院のホー</p>	<p>予算額は予定価格ではないので、調達に当たっては、上限を示す金額にすぎない。しかしながら、指摘のように、公開されている予算額を事前に示し情報提供を行えば、本事案のような予算額を超える入札を防げるという意味では有効かもしれないので、今後検討したい。</p> <p>本事案の応札2者を含めて、他の事案についても本院のホームページに予算額が掲載</p>

<p>ムページを検索して初めて知り得る情報である。したがって、情報格差が生じており公平性に欠けるのではないか。</p> <p>③ 総合評価の評価委員メンバーは、8名全員が本事案の情報システムを担当する情報システム安全管理室の職員となっているため、現行事業者である東芝ITサービス(株)が有利な評価になると思われるが、総合評価結果の客観性はどのように担保しているのか。</p> <p>④ 本院は情報システム毎に業者が異なっている状況であるが、競争性を重視するために、入札の結果、業者がシステム毎に異なってしまう事態に何か不都合はあるか。</p> <p>⑤ 本院の情報システムの中で、一旦受注すればその後の他のシステム構築等に優位な立場になる基幹システムがあるとすれば、どのシステムか。</p> <p><b>D. 議会業務システムのインフラ構築設計役務</b> <b>随意契約方式(不落・不調)[役務]</b></p> <p>① 移行設計を現行業者の富士通(株)が行わなければならない理由は何か。また、それ以降のシステム構築はどのような予定で調達を行うのか。</p>	<p>されていることは周知されているものと考えていたが、情報格差が生じては適正な入札とは言えないので、入札書類を取りに来た業者には、予算額が公開されている旨案内する等を検討したい。</p> <p>評価委員会の構成は、評価委員とは別に、評価支援として、本事案の調達支援業者であるネットワンシステムズ(株)の5名が第三者的な立場で評価を行った。具体的には、提案書については、提出した業者数等提案書の情報が他の業者に漏れないよう、別室に持ち込んで管理し、採点作業も同様に別室で行った。また、評価委員と調達支援がそれぞれ個別に採点を行っているため、総合評価結果の客観性が担保できるよう配慮している。</p> <p>システムの全面更改の場合は、入札が原則なので、結果として情報システム毎に業者が異なっても致し方ない。また、システム間の連携がうまくいかない例が希にあるが、その場合は情報システム安全管理室が間に立って調整を行うことになるので、不都合が生じるほどではない。</p> <p>一概には言えないが、本事案のようなインフラ系のシステムを受注すると、その後の他のシステム構築等に優位な立場になる可能性はないとはいえない。しかしながら、その他システムにおいても入札が原則なので、競争性の確保は行っているところである。</p> <p>移行設計を富士通(株)が行う理由は、現行の議会業務システムの構築を同社が行ったため、アプリケーションの詳細を熟知しているからである。したがって、移行設計は、公募随契で別案件として調達することとした。また、本調達後の機器調達、基盤構築及</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 平成 28 年度に予定している機器調達、基盤構築及び移行役務は、それぞれどのように調達を行うのか。

び移行役務については、それぞれ平成 28 年度を予定している。なお、前回のシステム更改時は、基盤設計、移行設計共に、富士通(株)と随契を締結していたが、今回は複数者の競争を期待して、基盤設計を分離し入札とした結果、不落とはなったが、その後、富士通(株)と安価に随契を締結できたものである。

移行役務については、移行設計と同様にアプリケーションの詳細を熟知している必要があるため、富士通(株)との公募随契を予定している。また、機器調達及び基盤構築は、既に平成 28 年度において一般競争入札を行ったところであるが、その結果、富士通(株)以外の者が落札したことから、競争が働いたと考えている。